

審査の視点

本件統合により，中小企業を中心とする需要者にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になり，競争を実質的に制限することとなるか

一定の取引分野の画定及び競争の実質的制限についての検討

非事業性貸出し，預金，為替，投資信託販売，公共債販売，保険代理店及びクレジットカード

大企業・中堅企業向け貸出し

地方公共団体向け貸出し

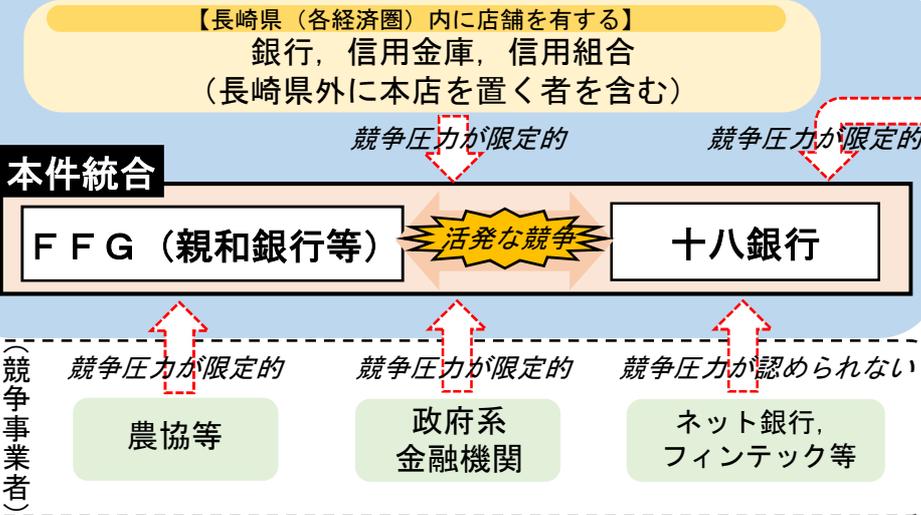
中小企業向け貸出し

長崎県内の5経済圏（離島）

長崎県及び同県内の3経済圏

競争を実質的に制限することとはならないと判断

一定の取引分野



隣接市場（地理的）

【長崎県（各経済圏）内に店舗を有しない】

銀行，信用金庫，信用組合

本件統合により，長崎県及び同県内の3経済圏において，中小企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になる

中小企業向け貸出しに関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる

問題解消措置

債権譲渡 1千億円弱相当の貸出債権を他の金融機関に譲渡



その他に，不当な金利の引上げ等を予防するためのモニタリングや，債権譲渡及びモニタリングの実施状況について，公正取引委員会に対する定期報告を実施

問題解消措置を講じることを前提とすれば，本件統合により，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断